

第 7 編

明 る い 選 挙

第35表

第25回参議院議員通常選挙

臨時啓発実施要綱

1 趣 旨

第25回参議院議員通常選挙に際し、「明るくきれいな選挙」の実現を期するとともに、有権者の「投票総参加」を積極的に呼びかけ、県民の総意が正しく国政に反映されるよう啓発を行うものとする。

2 実施機関

和歌山県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

3 協力団体

和歌山県明るい選挙推進協議会
市町村明るい選挙推進協議会

4 実施期間

公 示 日 ～ 選 挙 期 日

5 啓発の内容

(1) 基本方針

選挙は、国民が国政に参加する最も重要な機会であることを有権者、特に若年層に対し、積極的に訴えとともに「明るい選挙」の実現と「投票総参加」を呼びかける。

また、候補者・選挙運動関係者に対しては、選挙のルールに従った「正しい選挙運動」を呼びかけ、もって明るくきれいな選挙の実現を図る。

(2) 実施方法

県及び市町村の選挙管理委員会は、相互に密接な連携を図りながら効果的に機能を分担し、関係機関及び関係団体との協力提携により、啓発事業の推進を図る。

実施に際しては、県及び市町村の広報担当課、社会教育担当課及び各報道機関に対して協力を求め、その浸透を図る。

6 実施事業

別紙のとおり

別紙

実施事業	実施機関		実施時期	説明
	県	市町村		
1 印刷物による啓発				
(1) ポスターの作成・配布	○	○	公示日～投票日	
(2) チラシの作成・配布	○	○	〃	
(3) 酒食提供禁止ポスター	○		〃	
(4) 三者協議会要望文	○		〃	
(5) 明推協・国民運動県本部会議要望書	○		〃	
(6) 県・市町村の広報誌	○	○	直近号	
2 街頭啓発	○	○	公示日～投票日	街頭啓発用資材の作成
3 テレビ、ラジオ等による啓発				
(1) テレビ	○		公示日～投票日	スポット放送(テレビ和歌山)
(2) ラジオ	○		〃	スポット放送(和歌山放送)
(3) 映画館	○		〃	スポット放送(イオンシネマ)
(4) インターネット				
啓発用ホームページ	○		〃	啓発についての情報を掲載
インターネット・SNS広告	○		〃	ポータルサイトへの広告、SNSへの 広告の掲載等
選挙啓発Twitter	○		〃	啓発についての情報を発信
選挙×WAKAYAMA FREE Wi-Fi	○		〃	WAKAYAMA FREE Wi-Fiに接続す ると選管ホームページに接続されるよ う設定
(5) コンビニレジ画面広告	○		公示日～投票日の前日 直近号	県内のローソン、ファミリーマート
(6) フリーペーパー	○			県内情報誌への広告掲載
4 啓発依頼			公示日～投票日	
(1) 店内放送等による啓発依頼	○		〃	商業施設・主要駅等の放送設備を通じ ての啓発
(2) 事業所等に対する啓発依頼	○		〃	従業員への周知依頼
(3) 県立図書館に対する啓発依頼	○			選挙等に関する蔵書を集めた特設コー ナーの設置
5 掲示、掲揚物による啓発			公示日～投票日	
(1) 懸垂幕・横幕	○	○		振興局庁舎(海草除く。)等
(2) 立看板	○			県庁正門前
(3) のぼり	○	○		交通量の多い場所を中心に設置
6 広報車による啓発	○	○	投票日の4日前～投票日	マグネット板貼付、啓発テープ放送

第25回参議院議員通常選挙の公示日にあたっての委員長談話

このたびの参議院議員通常選挙は、これからの国政を託すべき代表者を選ぶ大切な選挙です。

私ども県選挙管理委員会は、市町村選挙管理委員会をはじめとする関係機関との連携のもと、明るく正しい選挙の推進と投票総参加を呼びかけて参ります。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の意義を十分に認識され、政見放送や選挙公報、インターネットなどを通じて、それぞれの候補者や政党等の政見、政策等を十分見極められたうえで、責任ある一票を投じられるよう切望いたします。

また、仕事や旅行等で投票日当日に投票できない方は、期日前投票や不在者投票の制度を利用し、棄権することなく投票に参加していただきますようお願いいたします。

最後に、民主主義の発展は、明るくきれいな選挙が行われてこそ実現するものであります。候補者及び政党等の選挙運動関係者におかれましても、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を進められますよう強く要望いたします。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会
委員長 小濱孝夫

第25回参議院議員通常選挙の投票日を迎えての委員長談話

本日、令和元年7月21日（日曜日）は、参議院議員通常選挙の投票日です。

このたびの選挙は、今後の国政を託すべき代表者を選ぶ極めて重要な意義を持っています。

有権者の皆様におかれましては、この選挙の意義を十分に認識され、政見放送や選挙公報、インターネットなどを通じて、それぞれの候補者や政党の政見、政策等を十分見極められた上で、棄権することなく選挙権を行使されることを切望いたします。

令和元年7月21日

和歌山県選挙管理委員会
委員長 小濱孝夫

要 望 書

本日、第25回参議院議員通常選挙が公示されました。

選挙は、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であり、選挙が明るくきれいに行われることが、民主主義の健全な発展の実現につながります。

私たちは、今日まで様々な機会を通じて、明るくきれいな選挙の推進に努めて参りました。今回の選挙においても、なお一層決意を新たにし、有権者に投票総参加と明るくきれいな選挙の実現を積極的に呼びかけてまいります。

つきましては、貴殿におかれましても、私たちの決意を十分御理解いただき、選挙運動関係者の方々とともに、明るくきれいな選挙運動を行われますよう強く要望いたします。

ここに、明るくきれいな選挙のシンボルである白バラをお渡しするとともに、特に次のことを実行していただきたくお願いいたします。

- 1 お金のかからないきれいな選挙の推進に努め、選挙運動費用の収支を明確にしておくこと。
- 2 公職選挙法等関係法令を遵守し、絶対に一人の違反者も出さないようにすること。

令和元年7月4日

和歌山県明るい選挙推進協議会
選挙をきれいにする国民運動和歌山県本部

要 望 文

第25回参議院議員通常選挙が7月21日に行われます。

このたびの選挙は、これからの我が国の政治を託すべき私たちの代表者を選ぶ大切な選挙であり、全ての有権者の方が棄権することなく、きれいな一票を行使することが強く望まれます。

私たちは、日々、きれいな選挙の推進に努めているところですが、今回の選挙においても、選挙違反根絶に向けて、なお一層決意を新たにし、選挙運動に関する一切の違反行為に対して、厳正な措置を講ずる所存です。

つきましては、候補者及び選挙運動関係者におかれましても、法令を遵守し、公正な選挙運動をすすめられるよう強く要望いたします。

また、有権者の皆様も、今回の選挙の意義を十分に認識され、棄権することなく、主権者としての強い自覚と自らの意思に基づいて良識ある一票を行使されますよう強く要望いたします。

令和元年7月

和歌山地方検察庁検事正
和歌山県警察本部長
和歌山県選挙管理委員会委員長

第36表

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙

選挙違反の取締り等に関する調査

(県警察本部調)

区分	検 査										警 告															
	買収		文書図画		戸別訪問		地位利用		自由妨害		その他		計		事前運動		戸別訪問		文書図画		言 論		その他		計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
年月日等	33	41 (6)	1	4 0	3	9 0							37	54 (6)					10	10					10	10
H1. 7.23 (第15回)																										
H4. 7.26 (第16回)	15	17 0	1	3 0	3	4 0						19	24 0						29	29					29	29
H7. 7.23 (第17回)	4	73 (6)	2	2 0								6	75 (6)			7	7								7	7
H10. 7.12 (第18回)	9	46 (8)										9	46 (8)						20	20	4	4			24	24
H13. 7.29 (第19回)	1	8 (1)	1	3 0								2	11 (1)						21	23					21	23
H16. 7.11 (第20回)	1	5 (1)										1	5 (1)						12	12	1	1			13	13
H19. 7.29 (第21回)			1	1								1	1 0						3	3					3	3
H22. 7.11 (第22回)								1	1 (1)			1	1 (1)						2	2			1	1	3	3
H25. 7.21 (第23回)	1	5 (2)										1	1 (1)						1	1	1	1			6	6
H28. 7.10 (第24回)			1	2								1	2						12	12					12	12
R1. 7.21 (第25回)												0	0						11	11					11	11

(注) 人員欄 () 数は逮捕者数を内数で計上

第37表

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙

違反文書図画の撤去命令等に関する調

区分	撤去命令	撤去警告
H 1. 7. 23 (第15回)	3 件 2,148 枚	4 件 1,208 枚
H 4. 7. 26 (第16回)	3 件 527 枚	5 件 1,246 枚
H 7. 7. 23 (第17回)	2 件 109 枚	6 件 496 枚
H 10. 7. 12 (第18回)	8 件 1,235 枚	7 件 4,933 枚
H 13. 7. 29 (第19回)	7 件 4,116 枚	-
H 16. 7. 11 (第20回)	4 件 1,377 枚	-
H 19. 7. 29 (第21回)	11 件 1,930 枚	-
H 22. 7. 11 (第22回)	19 件 3,434 枚	-
H 25. 7. 21 (第23回)	14 件 1,766 枚	-
H 28. 7. 10 (第24回)	19 件 4,182 枚	-
R 1. 7. 21 (第25回)	13 件 138 枚	-